

付 錄

1 三島市環境基本条例

(平成12年11月30日 条例第31号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第9条）

第3章 重点的に推進すべき施策（第10条—第15条）

第4章 効果的な推進のための施策（第16条—第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

附則

私たちのまち三島市は、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、全国に誇り得る富士山のゆう水や箱根山西麓の豊かな緑に代表される恵まれた自然と古い歴史に培われた文化にはぐくまれ、先人の努力により、今日の豊かな社会を築いてきた。

特に、市街地からわき出す水の清れつな流れと四季折々に咲き誇る花や緑が調和した空間は、人々に潤いと安らぎを与える郷土の大切な財産となっている。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを求めてきた現代社会は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、地域の環境はもとより、地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを感じさせている。

今こそ、私たちは、郷土の良好な環境を現在と将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきときである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた水と緑に象徴されるかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となって、地球的視野に立った環境の保全と創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全

及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性に生かすことにより行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、その事業の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、あらゆる施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造を図る上で、事業者及び市民の果たす役割の重要性にかんがみ、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応じ、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を積極的に講ずるよう努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷を低減し、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が図られようすること。
- (2) 事業活動に係る廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷を低減すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的利用、廃棄物の減量、

水資源及びエネルギーの有効利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、生活排水の浄化、地下水の保全、緑化の推進等自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民のそれぞれが配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条に規定する三島市環境審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告書)

- 第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、その適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺地、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、水や緑に象徴される本市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、事業者及び市民による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、学校、家庭、地域、職場等において、有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を市が実施する場合について、準用する。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るために活動等を助長するために特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民に適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自ら環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第19条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに森林の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う地下水の保全、緑化の推進、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、三島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体等を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(三島市環境審議会条例の廃止)

2 三島市環境審議会条例(平成11年三島市条例第8号)は、廃止する。

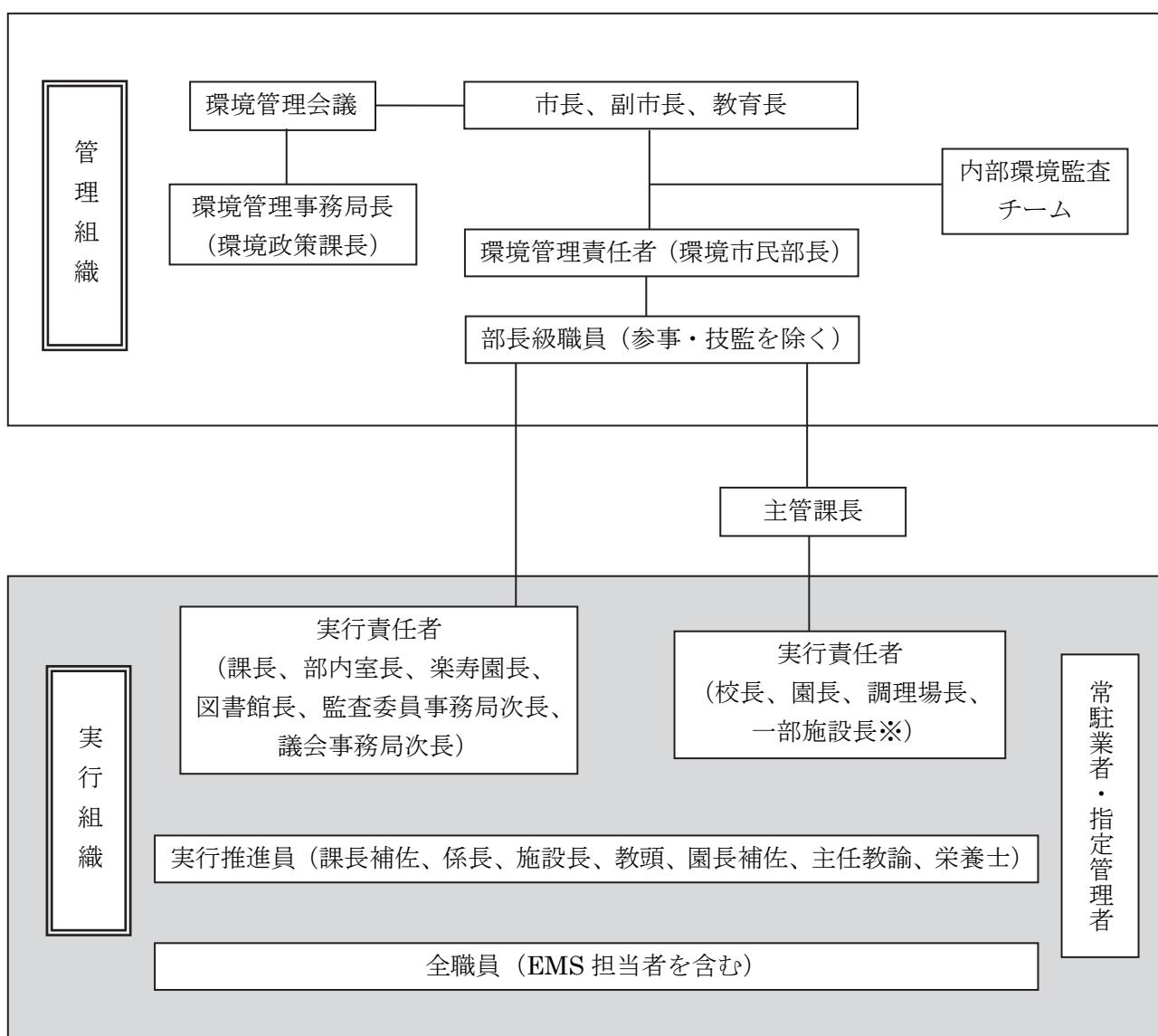
(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の三島市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた三島市環境審議会は、第25条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている三島市環境審議会の委員は、第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年7月21日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第1項の規定により定められている三島市環境審議会の会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長とみなす。

2 環境マネジメントシステム(EMS)の管理・実行体制



- ※ 一部の施設長とは、浄化センター所長、箱根の里所長及び各公民館長を指すものとする。
- ※ 執務室がなく、複数の課の職員が兼務で従事している部内室については、独立した1実行組織として分離することが難しい状況を考慮し、1実行組織としてみなさないものとする。
- ※ 生活排水対策室は独立した1実行組織として分離することが難しい状況を考慮し、下水道課に付随するものとする。
- ※ 実行推進員に該当する役職の者がいない場合は、それに準じる者を選任することとする。

3 環境基準等

(1) 大気

表1－1 大気の汚染に係る環境基準とその評価

項目	環境基準	評価（※1）	
		短期的評価	長期的評価（※2）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	—	年間にわたる 1 日平均値の年間 98% 値が 0.06 ppm を超えないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	—	年間平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。

※1 1 時間値の 1 日平均値（1 日平均値）は、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としない。

※2 年間の測定時間数が 6,000 時間に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象とし

表1－2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	基準値
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表1－3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

表1－4 ばい煙発生施設等に係る排出基準

物 質	基 準 値	備 考
ばいじん	0.04～0.50 g/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
硫黄酸化物	13.0 以下	沼津、三島地域でのK値
窒素酸化物	60～2,000 ppm 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
カドミウム及びその化合物	1.0 mg/Nm ³ 以下	
塩素	30 mg/Nm ³ 以下	
塩化水素	80～700 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素	1.0～20 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
鉛及びその化合物	10～30 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
水銀	8～400 μg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる

表1－5 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模用件
1	ボイラー	・燃焼能力 50L/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20t/日 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	・原料処理能力 1t/日 以上
5	(金属の精錬または鋳造用) 溶解炉	
6	(金属の鍛錬、圧延、熱処理用) 加熱炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	・変圧器定格能力 200kVA 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生	・触媒の付着する炭素の焼却能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する 硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6L/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	
10	(無機化学工業用品または食品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用 燃料燃焼装置含)、直火炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製 造用) 電気炉	・変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、 焼結炉(ベレット焼成炉含)、溶鉱炉、 転炉、溶解炉、乾燥炉	・原料処理能力 0.5t/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20L/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミ ウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1 m ³ 以上
16	(塩素化工チレン製造用) 塩素急速冷凍装置	
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	・塩素処理能力 50kg/時 以上

表1－5 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（続き）

	施設名	規模用件
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料製 造用〔原料に磷石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・磷鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10 m ² 以上 ・ポンプ動力 1kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料 に磷鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80kg/日 以上 ・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・ 鉛の管、板、線の製造用〕) 溶解炉	・燃焼能力 10L/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、 反応炉、乾燥施設	・容量 0.1 m ³ 以上 ・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20t/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50L/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃焼能力 35L/時 以上
32	ガソリン機関	

表1－6 指定物質排出施設に係る抑制基準

物 質	基 準 値	備 考
ベンゼン	50～1,500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
トリクロロエチレン	150～500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
テトラクロロエチレン	150～500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる

(2) 水質

表 2-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、pH6.0 以上 7.5 以下、DO5mg/L 以上とする。

参考

生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準の達成状況の評価

生活環境項目に係る環境基準の達成状況の評価は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値によって評価される。環境基準の達成の判定は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とすることとされている。（昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」第 2 の (2) による。）

表 2-2 大場川本流の水域類型

指定水域	名 称	該当類型	BOD 環境基準	達成期間
大場川水域	出逢橋から上流の大場川本流	河川 A	2.0 mg/L 以下	直ちに達成
	出逢橋から下流の大場川本流			5 年以内

表2-3 水生生物の保全に係る水質環境基準（河川）

類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域 水域類型ご とに指定す る水域
		全亜鉛	ノニルフェノーネ ル	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考					
基準値は、年間平均値とする。					

表2-4 水生生物に係る大場川本流の水域類型

指定水域	名 称	該当類型	達成期間
大場川水域	出逢橋から上流の大場川本流	生物 A	直ちに達成
	出逢橋から下流の大場川本流	生物 B	

表2-5 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域・地下水）・一律排水基準

項目	環境基準 (環境基本法・公共用水域)	環境基準 (環境基本法・地下水)	一律排水基準 (水質汚濁防止法)
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1 mg/L 以下
有機燐化合物	—	—	1 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	0.003 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
クロロエチレン	—	0.002 mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—	0.4 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	—
アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	100 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

備考 1 環境基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値は、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
- 3 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 4 健康項目に係る環境基準の達成状況の評価については、基準値が主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の年間平均値により評価することとされている。全シアンについては、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価するとされている。

表2-6 排水基準 生活環境項目（河川）

項目	排水基準 (水質汚濁防止法)	排水基準（狩野川） (静岡県条例上乗せ)
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L 以下 (日間平均 120 mg/L 以下)	15~160 mg/L 以下 (日間平均 10~120mg/L 以下)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L 以下 (日間平均 150 mg/L 以下)	30~200 mg/L 以下 (日間平均 20~150mg/L 以下)
n-ヘキサン抽出物質（鉱油）	5 mg/L 以下	2~5 mg/L 以下
n-ヘキサン抽出物質（動植物油）	30 mg/L 以下	5~30 mg/L 以下
フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
銅	3 mg/L 以下	1~3 mg/L 以下
亜鉛	2 mg/L 以下	1~5 mg/L 以下
溶解性鉄	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶解性マンガン	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
クロム	2 mg/L 以下	1~2 mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下	3,000 個/cm ³ 以下
ニッケル	—	2 mg/L 以下

備考

- 排水基準は、水質汚濁防止法等に定める特定施設を持つ事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である事業場に係る排出水について適用する。
- 静岡県条例で定める排水基準のうち、BOD 及び SS については、特定施設の種類、規模、設置日によって異なる排水基準値を適用する。

表2-7 畜房施設等に係る排水基準（静岡県条例上乗せ）

項目	基準値 (mg/L)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	110~250 以下 (日間平均 80~180 以下)
浮遊物質量 (SS)	130~300 以下 (日間平均 100~220 以下)

備考

- 排水基準は、水質汚濁防止法等に定める畜房施設等を持つ事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が 7.5m³ 以上である事業場に係る排出水について適用する。
- 排水基準は、特定施設の種類、規模、設置日によって異なる基準値を適用する。

(3) 騒音・振動

表3-1 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	該当地域	基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）		
C	近隣商業地域、商業地域	60dB 以下	50dB 以下
	準工業地域、工業地域		
	市街化調整区域のうちB以外の地域		

表3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表3-3 自動車騒音面的評価の環境基準

区分	地域類型	基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
近接空間	—	70 dB 以下	65 dB 以下
非近接空間	A	60 dB 以下	55 dB 以下
	B・C	65 dB 以下	60 dB 以下

備考

- 1 「近接空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 2 「非近接空間」とは、50 m の評価区間のうち近接空間以外の場所をいう。

表3-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

該当区域	地域の類型	該当地域	基準値
静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400m以内の地域	I	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	70dB 以下
	II	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	75dB 以下

表3-5 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間	朝・夕	夜間
		8時～18時	6～8時 18～22時	22時～6時
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域（御園の一部を除く）	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域のうち上記に該当しない地域	65dB	60dB	55dB
第4種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB

備考

- 1 第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。
- 2 第1種区域と第3種区域、第2種区域と第4種区域がその境界を接している場合、当該第3種区域、第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。

表3-6 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		該当区域	昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	1	第1種・第2種低層住居専用地域	60dB	55dB
	2	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）	65dB	55dB
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域のうち上記に該当しない地域	70dB	60dB
	2	工業地域	70dB	65dB
備考				
指定区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。				

表3-7 特定建設作業に関する騒音・振動の規制基準

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	騒音：85dB
	2号	振動：75dB
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大作業期間	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く
	2号	

※ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

区域区分

1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域内
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域

表3-8 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	該当地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65dB	55dB
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70dB	65dB
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75dB	70dB
	第2種中高層住居専用地域			
b 区域	第1種住居地域	1車線	65dB	55dB
	第2種住居地域	2車線以上	75dB	70dB
	準住居地域	近接区域		
	市街化調整区域			
c 区域	近隣商業地域	1車線		
	商業地域	2車線以上	75dB	70dB
	準工業地域	近接区域		
	工業地域			

備考

幹線交通を担う道路に近接する区域（近接区域）は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

表3-9 振動規制法の道路交通振動の要請限度

区域の区分	該当地域	昼間	夜間
		8時～20時	20時～8時
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域		
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域	65dB	60dB
	準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）		
第2種区域	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域	70dB	65dB
	工業地域		
	市街化調整区域のうち上記に該当しない地域		

(4) 惡臭

表4-1 事業場における規制基準

規制方法	規制地域	基準
指数	市街化区域（住居区域）	10
	市街化区域（住居区域を除く）	13
	市街化区域を除く市全域	15
備考		
1 市街化区域（住居区域）とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。 2 市街化区域（住居区域を除く）とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用区域をいう。		

(5) 土壌汚染

表5－1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下（農用地においては、検液1Lにつき0.003mg以下かつ米1kgにつき0.4mg以下）
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下（農用地(田に限る)においては、検液1Lにつき0.01mg以下かつ土壤1kgにつき15mg未満）
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものは、付表に定める方法で検液を作成して測定を行う。
- 2 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
- 3 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値は、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合にはそれぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mg以下とする。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) ダイオキシン類

表6-1 ダイオキシン類に係る環境基準・耐容1日摂取量 (TDI)

区分	項目	基準値
環境基準	大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	水質	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
	土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
耐容1日摂取量	—	4 pg-TEQ/kg/日以下

表6-2 ダイオキシン類に係る大気関係の特定施設及び排出基準

適用施設		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
No.	種類	新設	既設
1	焼結鉱製造に用いる焼結炉であって、原料処理能力が1t/時以上のもの	0.1	1
2	製鋼に用いる電気炉であって、変圧器定格容量が1000kVA以上のもの	0.5	5
3	亜鉛回収に用いる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料処理能力が0.5t/時以上のもの	1	10
4	アルミニウム合金製造に用いる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉では原料処理能力が0.5t/時以上のもの、溶解炉では容量が1t以上のもの	1	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5m ² 以上 又は焼却能力が50kg/時以上のもの	4t/時以上	0.1
		2~4t/時	1
		2t/時未満	5
			10

表6-3 ダイオキシン類に係る水質関係の特定施設及び排出基準 (抜粋)

適用施設		基準値 (pg-TEQ/L)
No.	種類	
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造に用いる塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化工チレン洗浄施設	
7	カブロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	

表6－3 ダイオキシン類に係る水質関係の特定施設及び排出基準（抜粋、続き）

8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	10
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製錫の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置/大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
16	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設/P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1号から17号まで及び19号の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1号から17号までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

4 環境用語解説

ア行

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、「大気汚染」や「水質汚濁」などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じた頭痛・食欲減退や気分の悪化の原因となる程度の影響があれば「悪臭」と理解され、その程度によって悪臭防止法で規制がされている。

■悪臭防止法

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として制定された。悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法と、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから、物質を特定しないで人間の嗅覚を指標とした『臭気指数』を規制する方法の2通りの方法がある。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で「特定粉じん」の一つ。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材等広く利用されていたが、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在は全面使用禁止になっている。

■アルキル水銀 (R-Hg)

アルキル基と水銀が結合した有機水銀化合物。水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀等も含まれる。摂取することによる中毒症状として、知覚障害や視野狭窄、手足のマヒ等の中枢神経障害を起こす。水銀と結合している有機物によって大きく異なり、低級アルキル水銀は、体内での分解・排泄がされにくい。

■硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物をいい、石油・石炭などの硫黄分を含む燃料が燃焼して生成される。大気汚染や酸性雨の原因物質として知られており、大気では、特に二酸化硫黄 (SO_2) に注目して測定が行われている。また、浮遊粉じんと共に作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質ともいわれている。

■一酸化炭素 (CO)

炭素やその化合物が不十分な酸素供給の中で燃焼する時に生じる、無色無臭の非常に有毒な気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

■一般廃棄物

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

■雨水浸透・貯留施設

「雨水浸透マス」は屋根に降った雨水を地下に浸透させる施設。「雨水貯留施設」は雨水を貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する施設。雨水の集中的な流出を抑えるとともに、環境保全や改善効果が期待できる。

■エコアクション21 (EA21)

環境省が中小事業者等でも容易に取り組めるように策定環境マネジメントシステム。ガイドラインに基づき、一般財団法人持続性推進機構がエコアクション21認証・登録事業を実施している。

■エコセンター

旧三島測候所。旧測候所で使用していた観測機器や当時の風向計等が保管されている。環境分野における人材育成や環境啓発イベントの開催など、三島市の環境活動の拠点として利用されていたが、現在は利用を休止している。国の登録有形文化財。

■エコライフみしま

2003年4月15日創刊。地域の環境情報や環境活動等を広く市民に紹介することを目的とした、市民がつくる市民のための地域環境情報誌。環境ボランティアである編集委員により、年2回発刊されている。

■エコリーダー

三島市民環境大学(主催:三島市、日本大学国際関係学部)修了生を中心に、環境ボランティアとして環境活動の普及、推進に先導的な役割を担う意欲があり、市に登録を行っている方。市内4地区(旧市内、北上、錦田、中郷)に分かれ、地域の特徴を生かした環境活動を行っている。

■エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「改正省エネ法」ともいう。工業・事業所などについて、エネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気需要の最適化等を総合的に

進めるために必要な措置等を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■屋上（壁面）緑化

建築物の屋上（壁面）に草木を植え、緑化すること。屋内温度の上昇・低下の抑制、屋外空間の温度上昇抑制、二酸化炭素の吸収、大気汚染物質の浄化やヒートアイランド現象の緩和など、様々な効果が期待されている。

■オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度 10～16km から 50km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することで地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、生物の生育障害等や皮膚がん、白内障等の人体への影響を引き起こすことが懸念されている。

■温室効果ガス

地表から放射される赤外線を吸収し、地球全体を暖める原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等のガスのこと。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が深刻化している。

力行

■カーボンニュートラル

人間の活動により排出される温室効果ガスの排出量から、森林による吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

■外因性内分泌搅乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を搅乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物等、65 種類が疑われる化学物質としてあげられている。

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細かくなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■化石燃料

石油、石炭、天然ガス等の有限性の燃料資源。化石燃料の燃焼とともに発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化の大きな原因となっており、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水等の生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落等での生活排水処理の有力な方法となっている。

■家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭等から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機等）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

■環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価法に基づき、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響を事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じるようにするもの。

■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項を定めるもの。

■環境基本法

1993 年 11 月に施行された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民等の社会を構成する

全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

■環境騒音

ある地点において、音として聞くことができるすべての音が混ざっている騒音をいう。たとえば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音等が一緒になっている騒音等である。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものという。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガス等のほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■環境マネジメントシステム（EMS）

事業者や団体などの組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高めていくこうとするもの。

■間伐

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ること。伐採された材木は間伐材とよばれる。

■緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減や二酸化炭素の吸収源の増加を図る取組。

■規制基準

これ以上は超えてはならないという、行政上の取り締まり基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

■健康項目

環境基本法の水質汚濁に係る、「人の健康の保護に関する環境基準」に定められている項目をさし、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素等の27項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、また急性毒性も強く、人の健康を阻害する物質である。

■建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。一定規模以上の解体工事等の受注者に対し、建築物の分別解体と特定資材の再資源化等を義務付けるもの。

■建築物省エネ法

正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等について定められている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成される有害物質の総称。主成分はオゾン、アルデヒド、PANである。大気中の濃度が高くなると、眼や気道の粘膜を刺激する等の健康被害や植物の葉の組織破壊等を生じさせる。また、もやがかかったように白くなる光化学スモッグが発生することがある。

■公害

環境基本法により「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、上記7つの公害を「典型7公害」と呼ぶ。また、近隣騒音や建築工事による騒音・振動等の身近な被害も相当範囲にわたる場合は公害とされる。

■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。

■耕作放棄地

以前は耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築をするまちづくりの考え方。

■コンポスト

バクテリアが生ごみや落ち葉やふん尿などの有機物を分解することにより、生成される堆肥のこと。また、家庭から出る生ごみを堆肥に再生できる容器のこと。

サ行

■最終処分場

リサイクルや中間処理できない廃棄物の最終処分（埋め立て）を行う場所。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等、永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。

■酸性雨

雨水に工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性（pH5.6以下）を示すようになった雨のことという。

■シアン（CN）

青酸カリウムや青酸ソーダなどに含まれる物質で、体内に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒であり、経口致死量は、0.06g／人といわれている。メッキ、金属精鍊、写真工芸、医薬、農薬の製造、有機合成などに広く用いられている。

■静岡県建築物環境配慮制度

「静岡県地球温暖化防止条例」に基づき、建築物における地球温暖化や、その他の環境への負荷の低減を図ることを目的として、一定規模以上の建築物を建築等する場合に「建築物環境配慮計画書」を提出する制度。評価ツールとして「CASBEE 静岡」が使われている。

■自動車騒音面的評価

騒音規制法で定められている、自動車騒音常時監視として実施するものであり、評価対象路線の道路端から50m以内に位置する個々の住宅について、1戸ずつ環境基準を達成しているかを判断する評価方法。評価対象路線付近にある環境基準を達成した住宅戸数及びその割合を把握するために実施する。

■臭気指数

人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指數化したもの。事業場から発生する全ての臭いが規制の対象となり、また住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすくなる。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制するとともに、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■少量排出事業者制度

1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）10kg以下の事業者が、自治会長や町内会長の承諾を得た上で事前に市に届け出ることにより、市指定の事業者用ごみ袋を用いて地域のごみ集積所にごみを出すことができる制度。

■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎と位置付けられるとともに、様々な経験を通して

じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるためのもの。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品（可食部分）のことをいう。過剰除去（野菜の皮の厚剥きなど）や食べ残し、消費期限切れによる廃棄などによって発生している。

■振動

公害として問題にされる場合、工場の活動、建設作業、交通機関の運行等により、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えて振動のことをいう。

■振動規制法

工場、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康を保護することを目的として制定された法律。

■森林の持つ公益的機能

森林の機能を総称した呼び方で、森林の持つ多面的機能とも呼ばれる。水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能などがある。

■水質汚濁防止法

国民の健康保護と生活環境の保全を目的として、工場・事業場からの河川への排水の規制や有害物質の地下浸透の禁止が規定されている。全国一律の排水基準のほか、都道府県による上乗せ排水基準を設けることができる。

■水生生物

海洋、湖沼、河川、地下水等の水中で生活している生物のこと。水生生物調査は、水生生物を採集し、指標となる29種類の生物（指標生物）の種類を調べることで、その地点の水質を4つの階級で評価をするもの。

■ストップ温暖化推進員

「ストップ温暖化推進員養成講座」の修了生で、地球温暖化問題に関心を持ち、地球温暖化防止に関する普及啓発活動を行う方。組織的な活動の充実を図るために、三島市ストップ温暖化推進協議会を設立して様々な啓発活動を行っている。

■スマートウエルネス

「ウエルネス＝“健幸”」をまちづくりの中核に位置づけ、生活環境や地域社会、学校や企業等のあらゆる分野を視野に入れた取組により、都市そのものを健康にすることで、市民が自然に健康で豊かになれる新しい都市モデルを構築しようとするもの。

■スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、二酸化炭素排出量の削減を目指す取組。身近な生活における移動について見直すことで、環境への負荷を減らすと同時に、効率的な移動計画や、気軽な運動習慣を生活に取り入れることに役立つとして推奨されている。

■生活環境項目

環境基本法の水質汚濁に係る、「生活環境の保全に関する環境基準」に定められている項目をさし、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の項目の指定がされている。これらの項目は水質の良否を判断する際に用いられており、基準値は河川の類型によって異なっている。

■生活雑排水

一般の家庭から排出される汚水のうち、トイレからの排水を除いたすべての排水で、主に炊事、風呂、洗濯等による排水をいう。都市部への人口集中による河川や湖沼の水質悪化の重大な要因として問題になっている。

■生物多様性

生物の豊かな個性とそのつながりのことで、健全な自然環境が維持されるために不可欠なもの。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念である。

■節水コマ

水道の蛇口に取り付けて水が出る量を調整し、水を節約するための道具。節水コマを取り付けることによって、蛇口から出る水の量を約20%減らすことができる。

■騒音

「不快な音、好ましくない音」の総称。同じ音でも聞く人や時間、場所等によって、好ましい音になることもあれば、不快な音になることもあるよう、主観的な判断による部分が多く、感覚公害ともいわれる。

■騒音規制法

工場、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康を保護することを目的として制定された法律。

■騒音レベル

騒音計による測定値のこと。単位は「dB（デシベル）」。騒音計には周波数特性によりA特性とC特性があるが、人間の聴覚に最もよく対応するといわれるA特性が用いられる。

■総水銀（T-Hg）

水銀化合物である有機水銀化合物と無機水銀化合物を合わせたもの。水銀化合物は毒性をもち、中枢神経障害等をひき起こす。その中でも、メチル水銀は毒性が強く、水俣病の原因となった。

タ行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■大気汚染防止法

大気汚染に関して、生活環境を保全し国民の健康保護することを目的に制定された法律。工場、事業場から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

■炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称。炭素原子の連なり方により、鎖式炭化水素と環式炭化水素とに大別される。自動車の排ガス中や、石油タンク等から大量に放出される。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■地下水かん養

雨水や河川水等の地表の水が地下に浸透して、帶水層に地下水として蓄えられること。近年、市街地の進展や宅地造成等により、地下水のかん養量が減少していることから、より積極的に雨水などを浸透させる対策が求められている。

■地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより、地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、気温上昇に伴い海面も上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法に基づき、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。都道府県及び指定都市等は策定が義務付けられ、その他の市町村については努力義務となっている。三島市では2022年3月に同計画を策定した。

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事業編）

地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画。都道府県及び市町村に策定と公表が義務付けられている。

■地産地消

その地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。安全安心な農林水産物の提供・購入、地域農業の活性化、食料自給率の向上、輸送に伴う流通コストやエネルギー消費量の削減等のメリットがある。

■窒素酸化物（NO_x）

物が高い温度で燃えた際に、空気中の窒素（N）と酸素（O₂）が結びついて発生する一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）等のこと。発生源としては自動車や工場のボイラー等と主なものである。特に二酸化窒素は濃度が高くなると呼吸器に悪影響を及ぼす。光化学スモッグの原因物質の一つにもなっている。

■中間処理施設

廃棄物の再生、減量・減容化、安定化、無害化等の中間処理を実施する施設のこと。中間処理を行うことにより、最終処分である埋め立て量を削減し、最終処分場の延命につながっている。

■低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、エンジンと電気モーターを組み合わせ

たハイブリッド車、高燃費かつ低排出ガス認定車等が含まれる。

■低周波空気振動

低い周波数の音で、周波数がおおむね数百ヘルツ以下の音をいう。発生源として、高架橋を走るトラック、ボイラーの燃料音等があるが、近年は空調用の送風機や圧縮機、家庭用ヒートポンプ給湯器など家庭用機器を発生源とした苦情が出てきている。

■適応策

既に現れている、あるいは今後生じる地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

■デコ活

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量を実質0にする）を目指し、2030年度削減目標（2013年度比で46%削減）の実現に向けて発足した国民運動。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO_2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良い(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

■テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。移動に伴う CO_2 排出量の削減やペーパーレス化等の環境保全効果も期待されている。

■等価騒音レベル

変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的指標である。睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的うるささ）との対応に優れており、「騒音に係る環境基準」では、測定結果の評価に等価騒音レベルを採用している。一般には、等価騒音レベルを「LAeq」で表す。

■透視度

水の濁りや着色の状態等の透き通りの度合いを示すもの。内径32～35mmのガラス管の底に5号活字を書いた板を沈め、何cmまで活字が確認できるかにより、水の汚れを調べる方法。透視度が大きいほど水の濁りは小さいことを示している。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出が禁止されている。

■特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている作業の総称。

■特定工場

大気汚染防止法等の環境法令で定められた特定施設を設置している工場・事業場をいう。

■特定施設

工場や、事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称。

ナ行

■ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが樹体内にナラ菌を持ち込むことによってナラ・カシ類が枯死する現象。

■二酸化硫黄 (SO_2)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する、無色で刺激臭を有する気体。呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となつたことで知られる。

■二酸化窒素 (NO_2)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する、赤褐色で刺激臭を有する気体。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素(NO)が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、国民が熱中症予防行動をとれるように促すための情報。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■野焼き

屋外で木くず、紙くず、廃プラスチック等のごみを法律で認められた方法以外で物を燃やす行為。また、焼却炉でごみを燃やす場合も構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されている。

ハ行

■ばい煙

燃焼、加熱及び化学反応などに伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等をいう。大気汚染防止法では、物質ごとに規制基準が定められている。

■バイオマス

化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源で、下水汚泥や家畜糞尿等の廃棄物系バイオマス、間伐材等の未利用バイオマス、トウモロコシや菜種等の資源作物がある。太陽エネルギーを使い生物が光合成によって生成した有機物であり、持続的に再生可能で、焼却等をしても大気中の二酸化炭素を増加させないといわれる。

■廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められたものを産業廃棄物、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という。

■ばいじん

燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる固体の粒子状物質をいう。大気汚染防止法で定められた、ばい煙発生施設に対し、規制基準が定められている。

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■微小粒子状物質（PM2.5）

直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことを言い、ディーゼル車の排気ガスが主な排出源とされている。直径が小さく肺の奥深くまで入りやすいことから、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。2009年に環境基準が設定された。

■非メタン炭化水素

大気中に存在するメタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダント発生の原因となるため、自動車や事業所等の発生源についての排出規制が実施されている。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

■普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川のこと。実際の管理は市町村等が行っている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行によるもののほか、海塩粒子等の自然現象によるものもある。

■フロン（フルオロカーボン）

ふつ素を含む炭化水素化合物の総称。洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられていたが、クロロフルオロカーボン（CFC）をはじめとするいくつかのフロンは、オゾン層を破壊する物質であることが指摘され、世界的に全廃の方向に向かっている。我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、回収・再利用・破壊の促進を図っている。フロンは、温室効果ガスの一種として地球温暖化にも寄与していることから、地球温暖化防止対策と併せた対策が必要となっている。

■フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の製造から廃棄まで包括的な対策を実施するために施行された。2020年4月には、機器を廃棄する際の規制等が強化されている。

■粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、物の破碎、選別等の機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

■放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種を指すが、これらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

■ぼかし

米ぬか、油かす、鶏糞等の有機質肥料に土やもみがら等を混ぜ、発酵させて作成した肥料。なお、EM菌（有用微生物群）を米ぬか、もみがら、糖蜜に混ぜて発酵乾燥させたものをEMぼかしといい、ぼかし専用容器に生ごみと一緒に入れて発酵させると良質な有機肥料となる。

■ポケットパーク

歩いている人が休めるようなベンチ等を設置した小さな公園のこと。

マ行

■マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

■水循環

水循環基本法では「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」と定義されており、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の要因に伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきている。水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持または回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和するもの。省エネルギーだけではなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

■ミックス古紙

三島市で分別回収している資源古紙の分類のひとつ。新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳等紙パック以外の紙箱や包装紙等の紙を指す。地域によって「ミックスペーパー」や「雑がみ」等と呼ばれているものとほぼ同様のもの。

ヤ行

■有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

■有機塩素系化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどは人工的に合成され、付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用されたが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化した。

■有機物

炭素の酸化物や金属の炭酸塩等の一部のものを除く、すべての炭素を含む化合物のこと。生物体内で作られる炭水化物、脂肪、蛋白質等のほか、人工的に合成された有機化合物がある。

■ユニーク数

ユニークユーザー数とも。もともとはある一定期間内に何人のユーザーがサイトを閲覧したかを表す。期間内に500人のユーザーがページを閲覧すれば、ユニークユーザー数は500となる。ユーザー1人で10回ページを閲覧したとしても、ユニークユーザー数は500となる。

■要請限度

騒音規制法及び振動規制法で定められた、自動車騒音・振動がその限度を超えてことにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度値をいう。地域の区別、時間帯別に定められている。

ラ行

■リサイクル

廃棄物として処分される物を資源として、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチック等の回収が行われている。

■リデュース

使う資源やごみの量を減らすこと。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らしたり、消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

■リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形で何度も使うこと。まだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器等を回収し、再び使用する場合がある。

英数

■BDF

バイオディーゼル燃料のこと。菜種油、ひまわり油等の食用油を化学処理して製造した軽油代替燃料のこと。バイオマスエネルギーの一つ。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■Bq（ベクレル）

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1 個の放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなり、数値が大きいほど、多くの放射線が出ていることを意味する。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量として mg/L で表したものである。水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられ、その値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

■COOL CHOICE

国が 2016 年 5 月から推進している地球温暖化対策のための国民運動。脱炭素づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択等、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていくこうという取組。

■DO（溶存酸素）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素の量を mg/L で表したもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が定まっている。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物によって酸素が消費されるため、溶存酸素は減少し、一定値以下になると魚類等の生息が制約され、さらに減少すると生息しなくなる。

■g/m³N

工場の煙突の煙や炭坑等の塵埃(じんあい)の中に含まれるすす等の微粒子の濃度を表す単位。

■ICT

情報通信技術。単にコンピュータを使うだけではなく、ネットワークを活用した情報や知識の共有や通信技術を活用したコミュニケーションのことを指す。

■ISO14000

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント等、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

■K 値

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準としてとりいれられている定数であり、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用される。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球等と比較した場合、余計な発熱が少なく、低電力で高輝度の発光が得られ、寿命もかなり長い。今日では様々な用途に使用され、蛍光灯や電球に置き換わる光源として普及している。

■ノルマル

■n-ヘキサン抽出物質（油分）

水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称で、通常「油分」という。水質汚濁防止法では、工場排水に対し、鉱物油及び動植物油に分けて基準を定めている。

■PFAS（有機フッ素化合物）

炭素とふつ素の結合をもつ有機化合物の総称で、代表的なものとして PFOS、PFOA がある。2000 年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されてきたが、難分解性や高蓄積性、長距離移動という性質があるため、人の健康の保護するため規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。

■pg（ピコグラム）

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム (ng) の 1000 分の 1、マイクログラム (μg) の 100 万分の 1、ミリグラム (mg) の 10 億分の 1。ダイオキシン類などの有害化学物質について、生涯摂取しても健康に影響がないと判断される 1 日あたりの摂取量である「耐容 1 日摂取量」(TDI) などの単位として用いられる。

■ppm

微量の割合を表す単位で、濃度や含有率を示すのに用い、100 万分の 1 を 1 ppm という。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1 ppm とは、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれていることを表す。

■pH（ピーエイチ）

溶液中の水素イオンの濃度を意味し、一般的には水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数で定義されている数である。溶液の酸性、アルカリ性の度合を表わし、pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性である。

■SDG s（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

■SS（浮遊物質）

Suspended Solid の略で、流径 2mm～1 ミクロンの水に溶けない懸濁物の総称。重要な汚濁指標のひとつで、SS が多くなると、水はにごって光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持するには、25mg/L 以下が望ましいとされている。

■Sv（シーベルト）

放射線被曝による人体への影響の度合いを表す単位。放射線が人体に及ぼす影響は放射線の種類(α 線、 β 線、 γ 線など) によって異なる。人が普段の生活で浴びる放射線は世界平均で年間 2.4 ミリシーベルト、1 回の胸部 X 線撮影で 0.1～1 ミリシーベルト程度であり、放射線業務従事者が 1 年間に浴びてもよい線量限度は 50 ミリシーベルトと定められている。

■TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い 2, 3, 7, 8-TCDD (四塩化ジベンゾダイオキシン) に換算した量として表す符合。

■VOC（揮発性有機化合物）

揮発性有機化合物の総称で、沸点が 50°C から 240 ~ 260°C までの有機性物質。住宅室内の空気を汚染する化学物質と考えられており、建材・施工材に使われる溶剤のトルエン、キシレンはその代表的な物質である。人体に有害な物質だけでなく、無害な物質もある。

■ZEB、ZEH

建物の外壁・屋根・床などの断熱性能の向上、効率的な設備システムの導入による大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル (ZEB) や住宅 (ZEH) のこと。

■98%値（2%除外値）

一般大気の測定結果において、日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価する時に用いる。年間の有効な日平均値を大きい順に並べた場合、上位の値は変動幅が大きく、異常値や突発的な不確定な要素が多いといわれる。そのため測定値数の 2%に相当する高濃度測定値を除外した残りの値のうち、最高値を 98%値と称する。

■6 次産業

農林漁業者が、農産物等の生産物が元々持っている価値をさらに高め、農林漁業者の所得を向上していくこと。農林漁業本来の 1 次産業に 2 次産業（工業・製造業）、3 次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、「1 次産業の 1」×「2 次産業の 2」×「3 次産業の 3」のかけ算を行い、6 次産業と呼ばれる。